

論点1 計量器開発の効率化（型式承認における試験成績書の受け入れ）

計量器の電子化や情報化等技術革新が進展するとともにニーズが多様化し、メーカーの開発コストは上昇。また、産業技術総合研究所（電気計器は日本電気計器検定所）が実施している型式承認の設備試験が高度化し、試験項目も増加するなど負担が増大。こうした中、技術力のあるメーカーにおいては、開発段階から十分な試験を実施しており、型式承認試験と重複している部分も多い。なお、海外ではメーカーの試験成績書を型式承認試験に受け入れることが一般的。

このため、型式承認試験に第三者機関又はメーカーの試験所の試験成績書の受け入れを可能とすれば、開発コストの削減やリードタイムの短縮ができるのではないかと。

一方で、開発メーカーの試験成績書の信頼性を判断できるか、型式承認試験を実施する側が成績書をチェックできるか等が問題。

型式承認制度の現状と今後の展望（案）

●計量法の根幹の制度

○型式承認制度は、国家計量標準機関である産総研（電気計器は日電検）が一元的に実施することによって計量器の信頼性が確保される計量法の根幹の制度。また、構造検定を全数行うことなく、サンプルで実施できるので、効率的、効果的に新計量器の構造が担保され、検定・定期検査も含め、特定計量器の規制を維持することができている。

●計量器のグローバル化に対応した各国間の試験データの活用

○技術の高度化、開発のスピード化に伴い、型式承認機関で全ての試験を実施することが非現実的であることは世界的な共通認識。また、OIMLでは基本証明書制度や型式評価相互承認制度（MAA）が整備され、各国の型式承認において、相互の試験成績書の活用が進展しつつあり、現在、さらなる促進のための議論が活発に行われている。

⇒ ◆このような状況を踏まえ、より効率的な制度運用を構築することが求められる。

●型式承認制度・試験成績書の活用は海外でも採用されている一般的な制度

○欧州をはじめとする型式承認機関においてはISO/IEC 17025の認定試験所（製造事業者内の試験所（MTL）を含む）が実施した試験結果であって、型式承認機関が認める試験成績書の一部又は全部を活用しているのが一般的であり、OIMLにおけるMAAにおいてもMTLの試験データの活用が認められている。

⇒ ◆信頼性のある民間事業者による試験成績書は受け入れるのが適切。

論点 1 計量器開発の効率化（型式承認における試験成績書の受け入れ）（2）

見直しにおける方向性（案）

型式承認における試験成績書の受け入れを行うべく、平成29年4月の政省令改正に向け、見直しを進める。

○特に試験成績書受入れのニーズが高い「非自動はかり」について受入れを開始する。

非自動はかり	平成30年度をめどに試験成績書の受入れを開始。
その他の特定計量器	各業界においてMTL活用の要望があるか、かつ対応が可能であるかどうか、精査を行う。

見直しの効果

○審査期間の短縮（通常3ヶ月程度が最大1ヶ月程度に短縮される見込み）⇒新型式の速やかな市場投入が可能

見直しにあたり整備する要件

●制度の信頼性の確保

- 試験成績書はISO/IEC 17025認定を前提とし、器差の全数検定、定期検査等の措置を堅持する。
- 上記に加え、さらなる信頼性を確保するために産総研において、追加の判断基準となるガイドライン等を整備する。
（例：ILAC/MRA署名認定機関による認定機関とする、産総研で保有する実績データを参考にする、など）

●試験成績書の受け入れに関する体制の整備

- NITEにおいてニーズの高い試験に関するISO/IEC 17025 認定プログラムの整備を行う必要がある。
- 産総研において、試験成績書の受け入れ体制を整備する必要がある。

見直し対象条文

手数料令第4条、検則第30条

論点2 国が検定実施を認めている指定検定機関への民間事業者参入の促進（指定要件の見直し）（1）

論点2 国が検定実施を認めている指定検定機関への民間事業者参入の促進（指定要件の見直し）

指定検定機関の指定要件は、構造検定と器差検定の両方を実施できること。現在指定されているのは1法人（日本品質保証機構:JQA）のみ。

ユーザーが検定を受ける際の利便性を向上させ、社会的負担を小さくするため、指定検定機関の指定要件を緩和して器差検定のみを行う指定検定機関（器差のみ指定検定機関）を認め、民間事業者（計量士団体を含む）が参入しやすくすべきではないか。検定の実施主体である都道府県の業務を補完する効果も期待できる。

一方で、検定の公正・公平・独立性等を確保できるのか、型式承認の試験等への影響はないのか等が問題。

検定制度の現状と今後の展望（案）

●全数検定による適正な計量と安全・安心の確立

○検定制度によって、特定計量器を公的機関を中心とする全数検定を行うことにより、公正・公平な取引・証明を確保し安全・安心を確かなものとしている。

●実施者の数・質の確保

○検定制度は今後も堅持すべき制度であるが、検定をより効果的に実施するためには、実施者の拡大をはかることが必要である。ISO/IEC17025（試験所・校正機関のマネジメント）やISO/IEC17020（検査機関のマネジメント）の普及の進展に伴い、試験評価において高い技術力を有する民間事業者が増加している。

⇒ ◆このような状況を踏まえ、指定検定機関への民間事業者の参入を促進する。

論点の背景・基本的考え方（案）

○使用者ニーズの多様化（時間外検定ニーズ等）への対応や、地方分権一括法施行以降の計量行政の体力格差が拡大している地方自治体業務の補完することが必要。

⇒ ◆指定検定機関の指定の要件を緩和し、器差のみ指定検定機関を認め、民間事業者の参入を促進する。

見直し対象条文

計量法施行令第26条、機関等省令第9-16条

見直しにおける方向性（案）

**中長期的に検定・検査制度を堅持するために、指定検定（検査）機関に民間事業者の参入を促進する。
そのため、平成29年4月の政省令改正に向け、見直しを進める。**

- 指定検定機関の指定要件の緩和による器差検定のみを行う指定検定機関（器差のみ指定検定機関）を認めるべく、見直しを進める。
- 一方で、現行の指定検定機関は、型式承認の試験や指定製造事業者の品質管理の調査などの業務を行うことができる。しかし、器差のみ検定とこれらの業務はそもそも性質が異なる業務であり、また、相乗効果も認められないため、当面、今回の見直しによる指定検定機関については、器差のみ検定業務に特化することとし、器差のみ指定検定機関の申請を認める。
- 指定検定機関への参入対象として、都道府県の計量団体や製造事業者の試験機関などが想定されるが、具体的な参入機関の数・種類等については、想定される主要な団体・機関へ事前の意向調査等を行う。

見直しにあたり整備する要件

●公正、公平性、独立性の担保

- 現行の指定基準がそのまま適用できるか、あるいは、公正、公平性、独立性を担保するために、指定の基準を新たに追加すべきか検討する。その際には、ISO（ISO/IEC17025、ISO/IEC17020）や他法令において民間事業者を検査機関として指定している場合の基準について調査する。

<現行の指定基準（計量法関係省令）>

- ①特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと
- ②検定を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと
- ③検定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと

- 特に、製造事業者の試験機関を認める場合には、例えば単に別法人という理由だけで、公正、公平性、独立性が担保できると考えられるか、より慎重な検討が必要（資本・人的関係の制限等が必要ではないか）。

●営利主義による悪影響への配慮

- 自治体にとって、件数が少なく設備・人員を要する計量器の検定のみが残ると、検定制度の維持が困難になることが予想される。したがって、どのような特定計量器の分野において、どの程度の検定のニーズが見込まれるのか、さらに、自治体にどのような影響があるのかを検討し、特定計量器の種類に応じて段階的に導入するなど、処置をはかる。

●実施者の要件

- 制度の信頼性を確保するため、計量士の登録後の計量教習によって、中長期的に人材を育成する（論点4）。

※なお、同様に指定定期検査機関についても、見直しを行うかどうか検討する。